

燕市露店市場管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

燕市長 鈴木 力

燕市規則第 8 号

燕市露店市場管理条例施行規則の一部を改正する規則

燕市露店市場管理条例施行規則（平成18年燕市規則第132号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「午後1時30分」を「午前12時」に改め、同条第2号中「午前8時」を「午前6時」に、「午後2時」を「午後1時30分」に改め、同条第3号中「午前7時」を「午前6時30分」に、「午後3時」を「午前12時」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。